
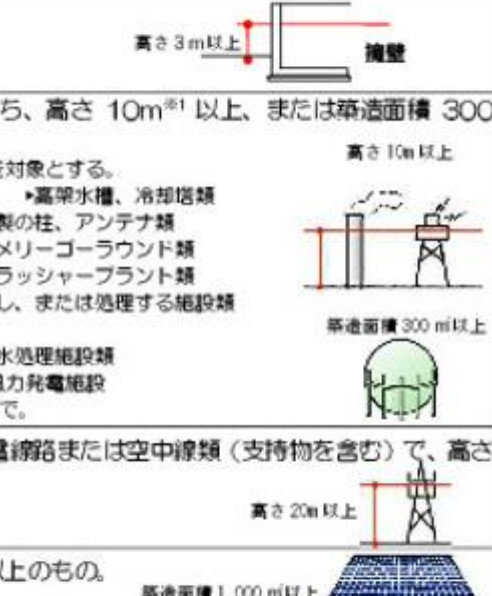


届出対象行為

<p>建築物</p>	<p>▶新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え、または色彩の変更。</p> <p>▶高さが10m<sup>*1</sup>を超えるもの、または建築面積<sup>*2</sup>が300㎡以上のもの。 色彩の変更については上記条件、かつ変更面積が30㎡以上のもの。 *勝山区は、建築面積が10㎡以上のものを対象とする。</p> <p>※1 平均地盤面から屋上に設置する建築設備の上端まで。(避雷針は除く)</p> <p>※2 建築基準法に基づく建築面積。</p> 
<p>工 作 物</p>	<p>▶新築、増築、改築、移転。外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え、または色彩の変更。</p> <p>a: 擁壁で高さ3m以上のもの。 *勝山区は2m以上のものを対象とする。</p> <p>b: 煙突・アンテナ等の以下に示す行為のうち、高さ10m<sup>*1</sup>以上、または築造面積300㎡以上のもの。 *勝山区は、煙突・アンテナ等のすべてのものを対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶電波塔、物見塔、装飾塔類 ▶煙突、排気塔類 ▶高架水槽、冷却塔類</li> <li>▶鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱、アンテナ類</li> <li>▶観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド類</li> <li>▶アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント類</li> <li>▶石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、または処理する施設類</li> <li>▶自動車車庫の用に供する立体的な収納施設類</li> <li>▶汚水処理施設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設類</li> <li>▶彫像、記念碑類 ▶汚水・ごみ処理施設類 ▶風力発電施設</li> </ul> <p>※1 最低地盤面から屋上に設置する設備の上端まで。</p> <p>c: 電気供給または有線電気通信のための電線路または空中線類(支持物を含む)で、高さ20m<sup>*2</sup>以上のもの。 ※2 最低地盤面から屋上設備の上端まで。</p> <p>d: 太陽光パネルで、築造面積1,000㎡以上のもの。</p> 
<p>開発行為及びその他の行為</p>	<p>▶開発行為。(下記aを参照)</p> <p>▶土地の開墾、その他の土地の形質の変更。(下記aを参照)</p> <p>▶木竹の伐採。(下記bを参照)</p> <p>▶屋外における廃棄物、再生資源等の堆積。(下記cを参照)</p> <p>a: 行為面積が用途地域内については1,000㎡以上、用途地域外については3,000㎡以上のもの。 面積1,000㎡以上(用途地域内) 3,000㎡以上(用途地域外)</p> <p>b: 伐採面積が用途地域内については1,000㎡以上、用途地域外については3,000㎡以上のもの。 面積1,000㎡以上(用途地域内) 3,000㎡以上(用途地域外)</p> <p>c: 行為にかかる土地の面積が1,000㎡以上のもの。 面積1,000㎡以上</p> 